東京大学|大学院法学政治学研究科・法学部

NEWSLETTER

ニューズレター

2022年12月発行 NO.3 1

- 研究科長・学部長からのご挨拶 [山本隆司]
 - Asian Law Institute 第19回年次大会の開催 [後藤 元]
 - 国際シンポジウム「サプライチェーンと知的財産制度」[田村善之]/第63回比較法政シンポジウム「近時における米国法の新たな展開」[平野温郎]
 - 新刊紹介『まだ、法学を知らない君へ一未来をひらく13講』について「白石忠志」/「法学部入学案内2022」を発行しました
 - プンキャンパス2022/ホームカミングデー2022 [小島慎司]
 - 荒井勉公害等調整委員会委員長講演会「ADRと民事裁判の役割・機能ー裁判官の経験に基づいてー」 2022年度法科大学院サマースクールを開催 [平野温郎]
 - 7~8 新任教員からのご挨拶 [滝澤紗矢子] /寺谷広司教授が自由権規約委員会委員に選出/公益財団法人未延財団に東京大学稷門賞授賞 [浅香吉幹] *(*第23回進路選択講演会開催/第23回学習セミナー開催[稲田恭明]/追悼·金子宏名誉教授のご逝去を悼む[増井良啓]



研究科長・学部長からのご挨拶

法学政治学研究科長·法学部長

山本隆司

学部・研究科の日常の話題から始めます。法学部・法科大学院の学期末試験は、2020 年 7 月から、オ ンラインで出題・解答提出を行う自宅受験の形態が続きましたが、今年の7月に、久しぶりに教室で実 施されました。「第7波」の時期に重なり、感染や濃厚接触のために相当数の学生が追試験に回りまし たが、試験自体は滞りなく終了しました。

新型コロナウイルス感染症のまん延は終息しておらず、なお状況に応じた対応が必要とされています。 しかし同時に、感染症のまん延を契機としたデジタル化等の社会の変化を前提に、感染症のまん延によ り顕在化した社会の諸課題に取り組み、今後の社会を構想することが求められる段階になっています。 そして、こうした取組み・構想に寄与するために、本学部・研究科の教育・研究のあり方を構想するこ とが求められています。ここでは、本学部・研究科が着手している取組み(新規の取組みではないので、 正確には、加速させつつある取組み)のうち、2つを取り上げます。今号のニューズレターには、この 2つのテーマに関連する記事を集めています。

第1のテーマは、教育·研究の国際化です。海外の大学に留学する本学部の学生は増えています。感染 症のまん延による中断はありましたが、留学者数は復調する傾向にあります(今年度夏季の短期留学は 17 名、今年度秋季からの大学間交換留学は 21 名)。 逆に、海外の学生が本学部・研究科の場で本学部・ 研究科の学生とともに学ぶケースは、今も多くありません。オンラインの活用により場所を超えたコミュ ニケーションは容易になっています。しかし、本学部・研究科において、普段の授業とともに、英語等 の外国語による教育・研究の場を拡充させることは、現実には容易でなく、課題として残されています。

こうした課題に対し、教育・研究の総合的・相互的な国際交流を促進するために、現在、いくつかの海外 の大学の法学部と本学部・研究科とが、協定を締結するなどして、教育・研究の様々なプログラムを、協力し て徐々に展開するための準備を進めています。次号のニューズレターで、その経過をお知らせいたします。

第2のテーマは、法学・政治学の魅力と本学部・研究科の魅力を、広く高校生や前期課程(駒場キャ ンパスで学ぶ 1・2 年次) の学生に発信することです。もともと、高校生が法解釈論や立法論・政策論 等を学ぶ機会はほとんどありません。それでも、これまでは、本学部卒業後の典型的なキャリアパスを イメージすることにより、本学部が志望されていました。しかし現在は、個々人が修得した知識・技能 を基礎にして様々なキャリアパスを選択する傾向が強まっており、法学・政治学の魅力をストレートに 訴求する必要性が高まっています。今号のニューズレターでは、こうした取組みの一部として、高校生 のためのオープンキャンパス、前期課程の授業の開講とその成果の書籍化を紹介しています。

より一般的にいえば、本学部・研究科は、法学・政治学の教育・研究を、他の専門分野や社会の各界・ 各層と連携しながら開き、豊かにする取組みを、一歩一歩進めており、今後もニューズレターでお伝え してまいります。卒業生・修了生の皆様との連携は、諸連携の基礎であると考えておりますので、変わ らぬご支援・ご鞭撻を賜ることができましたら幸いです。



Asian Law Institute 第19回年次大会の開催

2022年5月28日(土)と29日(日)に、Asian Law Institute (ASLI) の第19回年次大会が当研究科をホストとして Zoom 上 でオンライン開催されました。

ASLIは、アジア法に関する研究の促進とアジア域内の法学 研究者およびアジア法に関心を持つアジア域外の法学研究者の 交流の促進とを目的として、2003年にシンガポール国立大学法 学部を事務局として設立されたアジア法に関する国際研究組織 です。ASLIは、個々の研究者ではなく法学部・ロースクールを その構成員としており、その構成員数はアジア域外の研究機関 も含めて 2022 年 5 月末現在で 93 校に及んでいます (ASLI の 詳細については、https://law1.nus.edu.sg/asli/index.aspx をご参 照下さい)。当研究科は、2003年のASLI設立当初には法科大学 院の立上げと重なったこともあって参加を見送っておりました が、2017年にアジア法教育プログラム(https://www.asianlaw. j.u-tokyo.ac.jp/index.html) の開始と合わせて ASLI に理事会 構成メンバーとして参画し、その運営に積極的に関わってきま した。

理事会構成メンバーの持ち回りで年に一度開催される年次大 会は、ASLIの活動の中心をなすものであり、他に例のない、ア ジア法に関する貴重な研究交流とネットワーク形成の場となっ ています。今回の大会は、新型コロナウイルス感染症の影響に より、残念ながら2020年(インド・デリー国立法科大学主催)・ 2021年(インドネシア・ペリタハラパン大学主催)に引き続 きオンライン開催となってしまいましたが、アジア各国を中心 とする 29 の法域から 242 名に及ぶ参加を得て、盛況裏に終了

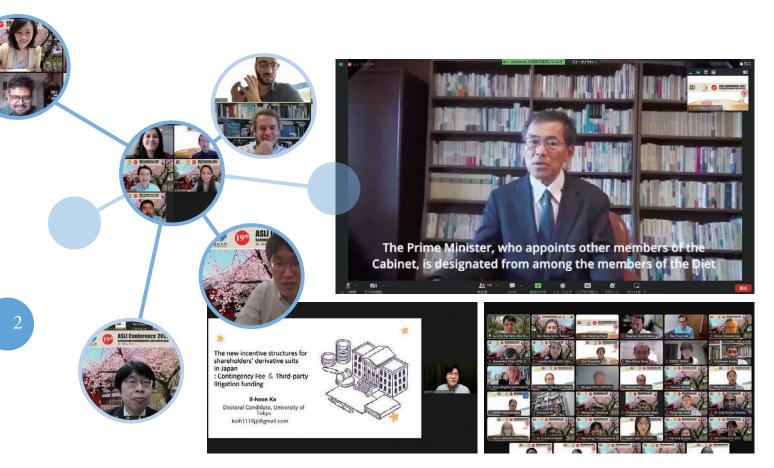
しました。

今回の大会は、"Sustainable Development and Law in Asia" を全体テーマとして開催され、宇賀克也最高裁判所判事(本学 名誉教授) に "SDGs and the Rule of Law" と題する基調講演 を頂いた後、2日間で143件の研究報告が43の並行セッショ ンの下で行われました。研究報告の分野は、憲法・行政法、家 族法、会社法、労働法、国際公法といったクラシカルなものか ら、環境法、競争法、情報法、「法と公衆衛生」、国際仲裁のよ うな現代的なテーマ、さらには「法と開発」や「法多元主義と 宗教」といったアジア的な色彩のあるものまで、多岐にわたり

教育という観点から特筆すべきこととしては、当研究科総合 法政専攻の博士課程在学者や直近の修了者からも、4名が研究 報告を行ったことが挙げられます。若手の法学研究者にとって、 国際学会での英語による研究発表を早い段階から経験すること の意義は大きいと考えられ、当研究科としては、そのような機 会を今後もできる限り作っていきたいと考えております。

なお、今回の ASLI の開催に当たっては、公益財団法人野村財 団および東京大学法学部アジア法研究教育基金(https://www. asianlaw.j.u-tokyo.ac.jp/aboutfund.html) にご寄付を頂いた法 律事務所の皆様から、多大なご支援を賜りました。この場をお 借りして、厚く御礼申し上げます。また、卒業生・修了生の皆 様におかれましても、当学部・当研究科の国際的な研究活動に 今後もご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

後藤 元 (教授・商法)



国際シンポジウム

「サプライチェーンと知的財産制度一特許消尽論を中心として一」

2022年7月11日に先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラムと未来ビジョン研究センター知的財産権とイノベーション研究ユニットの共催で、「サプライチェーンと知的財産制度 – 特許消尽論を中心として – 」と題する国際シンポジウムがオンラインにより開催された。

イノベーションが進展し、モジュール化、デジタル化が進行するなか、有体物としての特許製品がそのままの形で流通することが主流であった時代に骨格が形成された知的財産制度は転換期を迎えている。とりわけ、IT業界においては、標準規格とモジュール化が進展しているために、特許製品の用途が多様化し、特許権者がたとえば通信用チップを流通においた段階でそれが自動車に使われるのか、航空機に使われるのかは不明な場合があり、反面、IoTの普及に伴い、製品が転々流通しても誰にどの程度当該製品が利用されているのかを適時に把握することが容易となりつつある。これらの事情は、従来、特許権者自身かその許諾の下に流通した特許製品についてはその流通に対して権利行使できないとする消尽の法理に対する省察を要求するものであり、内外でその変更が必要ではないかという議論を喚起しつつある。



本シンポジウムは二部構成で、WIPO(World Intellectual Property Organization)事務局、弁護士、法学者、イノベーション研究者が一同に介し、前半で消尽に代表される特許の具体的な課題を扱い、国内外の動向と改革の可能性を探るとともに、後半はより広くイノベーションと知財制度という一般論を扱った。参加者は211名を数え、この問題に関する実務の関心の高さを伺わせた。ここで得られた知見を元にさらに研究を進展していきたい。

先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム・コーディネーター 田村善之(教授・知的財産法)

第63回比較法政シンポジウム

「近時における米国法の新たな展開」

2022 年 8 月 10 日、株式会社商事法務ご協力のもと、ビジネスロー・比較法政研究センター、先端ビジネスロー国際卓越大学院共催による第 63 回比較法政シンポジウムが、その翌日から開講される法科大学院グローバル・ビジネスロー・サマープログラム(本年度テーマ:米国法入門)の先行イベントとして3 年ぶりに開催された。

当日は、コロナ対策から、同サマープログラムに講師として参加する6名の海外研究者が設備の整った学外の会議室に集合し、ZOOMによるハイブリッド形式(同時通訳付き)で各専門分野に関する興味深い講演を行った。

各講演の演題等についてはビジネスロー・比較法政研究センターのウェッブサイト(末尾に URL 記載)を参照頂きたいが、講演順に、①シカゴ大学 Ginsburg 教授からポピュリストによって浸食される民主主義の危機、②サザンメソジスト大学 Hanna 教授から一定の大企業の収益に最低法人税率 15%を適用する法案の動向、③ペンシルバニア大学 Mooney 名誉教授から UCC(米国統一商事法典)に新設されたデジタル資産の財産権に関する第12編ドラフトの概要、④ロジャーウィリアムス大学 Teitz 教授から外国判決の承認執行に関する最近の動向、⑤インディアナ大学 Hoffmann 教授から近時におけるコンピューター犯罪に関する法執行上の問題、⑥オーストラリア国立大学 Taylor 教授からデジタル経済の発展に伴う Deed(捺印

証書)など法的文書の電子化の試みについて、それぞれ講演がなされ、活発な質疑応答も行なわれた。

世界の潮流の先頭に立って変容し、良くも悪くも時代的課題を示し続ける米国法の新たな展開を理解しておくことは、学問的にも、また実務的にも極めて重要であることは論を俟たず、今後ともこのテーマを取り上げていく考えである。

http://www.ibc.j.u-tokyo.ac.jp/activities/comparative/symposium.html

平野温郎(教授・国際取引法)



新刊紹介

『まだ、法学を知らない君へ

-未来をひらく13講』 について

東京大学法学部「現代と法」委員会編 (有斐閣, 2022年7月)

白石忠志 (教授・競争法)

法学を学ぶと、どのような興味深い課題に出会い、かかわる ことができるのか。 文系・理系を問わず、東京大学の学部 1 年 生・2年生を対象として、2021年度から、法学部の教員十数 名が1コマずつ講義をする「現代と法」という授業を開講して います。

『まだ、法学を知らない君へ ―未来をひらく 13 講』は、2021 年度の授業内容を1冊にまとめたものです。13名の法学部教員 が1コマずつ担当し、全員が書籍の執筆に参加しています。

学部1年生・2年生だけでなく、法学部とはどのようなとこ ろなのかと関心を持った高校生、学ぶ意義を再確認しようとす る学部3年生・4年生や法科大学院の学生、アンテナをさらに 磨こうとする職業人など、多くの皆様が手に取ってくださるな らば、ありがたく存じます。

高校生や大学1年生・2年生に対する法学部の関わり方につ いては、一方に、そのような年齢では教養科目や法学の基本に力 を入れるべきであり専門的な法律の勉強などすべきではない、 専門的な法律の勉強は3年生・4年生に進んでからでよい、と いう考え方があります。実際にはそこまで極端に言わない方が 多いとしても、そのような理念型は昔から存在し、多くの法学 研究者・法学教育者の思考を多かれ少なかれ規定しています。 そのような考え方に優れた長所があることは、もちろん承知し ています。

他方で、次のような考え方もあり得るのではないでしょうか。 基本をしっかりと学ぶことの必要性それ自体はわかるが、その 基本が例えばどこでどのように活かされるのかという具体的な イメージがあれば、基本の勉学にも力が入り理解が充実する。

「現代と法」委員会東京大学法学部 法学のコト 知ってる

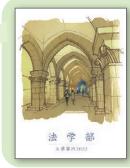
そのような材料が提供されるならありがたい。そのように感じ る若者が多くいるのも、確かではないかと思われます。

この授業では、オーソドックスなカリキュラムにおいてどの 学年に配置されているかを問わず、広い範囲の専門分野の教員 が、1コマずつ、各自が対峙している専門的課題を紹介するこ ととしています。「現代と法」という抽象的なタイトルとするこ とによって、実定法学だけでなく、基礎法学の専門家にも参画 していただけるようにし、現に講義し執筆していただいていま す。「現代の法」でなく「現代と法」とすることで、歴史に題材 をとる研究の紹介にもフィットし得るようにしています。

東京大学の場合、1年生・2年生と法学部との間には、キャ ンパスの違いという地理的な壁もあります。まずこの壁を様々 な工夫で乗り越えることで、高校生を含む一般社会への発信に もつながるものと考えています。

本書が、法学を学ぼうとする方々が教養科目や基本科目に取 り組む際の視野を広げ、また、法学以外の分野で活躍しようと する方々にとって自らの関心分野と法学との関連性を意識的に 考察する機会となれば、幸いです。





「法学部入学案内 2022」を発行しました

最新の「法学部入学案内」では、法学部で法学と政治学の両 方を学ぶという、他国では一般的に見られるわけではない伝統 を切り口の1つにしながら、高校生や前期課程学生に対して、 法学部での学びをご案内しています。法学部ウェブサイトから ご覧いただけます。

https://www.j.u-tokyo.ac.jp/tdhg_mng/wp-content/ uploads/FacultyofLaw2022.pdf

オープンキャンパス 2022



2022年8月3日(水)、4日(木)に東京大学オープンキャ ンパス 2022 がオンラインで開催されました。法学部でも、山 本隆司法学部長による学部概要の説明、高校生が現役学生・教 員に説明できるグループ相談会・女子高生のためのグループ相 談会、松里公孝教授による授業「多民族国家としてのウクライ ナ史」、川出敏裕教授による授業「少年法は不要か?」、和田俊 憲教授・神吉知郁子教授のゼミ生が実施する法教育ゼミ「労働 で Law、どう?~労働問題を通して法に触れてみよう~」の企 画が実施されました。

また、好評の前田健太郎教授によるゼミ「『女性のいない民主 主義』の著者と語る政治学」も再配信し、多数の法学部教員が 自身の研究テーマや法学政治学を学ぶ意義を短く語った「法学 部教員からのメッセージ」も配信いたしました。また、ウェブ 上で見られるパンフレット「法学部案内 2022」も新たに改訂 しています。

オンラインでの実施には、高校生が実際にキャンパスに足を 運べないというデメリットがあります。しかし、地方在住者も 簡単に参加できるというメリットもあり、実際、多くの参加が 得られました。(右上の写真は、Zoom で行われたオープンキャ ンパスの法教育ゼミの様子を、右下の写真は、法教育ゼミの学 生が、オープンキャンパスの延長戦として、夏休みに対面で実 施した高校生向けゼミの様子を、それぞれ写したものです。)

なお、過去のオープンキャンパスでの法学部説明会や高校生 向けの授業の一部は、オンラインで常時配信されています。お 時間のある際に是非ご覧ください。

https://www.j.u-tokyo.ac.jp/oc2022/

全体で紹介した事例の復習

「勤務年数が増えるにつれて、女性よりも男性が昇進の機会 に恵まれる現状を目の当たりにするようになった。」

「女性の先輩方は『同期の男性社員はみんな昇進も早かった し、ほとんど課長クラスに昇格しているのに…。私たちは昇 格試験を何度受けても合格できないんだけど...。』とぼやい ている。」









第21回東京大学ホームカミングデイは、2022年10月15日 (土) に、感染対策に留意しつつ、対面で実施されました。 法学 部・法学政治学研究科では、「「子」について考える」という全 体テーマを立てて、山本隆司法学政治学研究科長・法学部長の 挨拶と企画趣旨の説明に続いて、河上正二本学名誉教授による 講演「成年年齢引き下げ下での子ども・未成年者、若年成人一 社会が求める消費者市民」、新田一郎教授、苅部直教授、五百旗 頭薫教授、平野聡教授(司会)によるシンポジウム「日本にお ける家と政治」を行いました。会場に集まった熱心な参加者か ら、講師に対して質問が出されたことに象徴されるような、講 師と参加者が物理的な場所を共有する対面企画の良さを、改め て認識させられた一日でした。

小島慎司(教授・憲法)



荒井勉公害等調整委員会委員長講演会

「ADRと民事裁判の役割・機能

-裁判官の経験に基づいて-





2021年5月26日、荒井勉公害等調整委員会委員長(元福岡 高裁長官)による講演会がハイブリッド方式で開催されました。 荒井先生は、裁判官任官後、各地の地裁・高裁で民事事件の 実務を担当されるとともに、法科大学院開設当時には、司法研 修所事務局長を務められるなど、法科大学院と司法修習との連 携等、法曹養成についても豊かなご経験やご見識をお持ちです。 また、裁判官を退官された現在も、公害等調整委員会委員長と して、引き続き紛争解決の第一線で御活躍されております。本 講演会は、このような荒井先生のご経験を踏まえ、上記の表題 の下で行われました。

公害等調整員会は、公害紛争処理及び土地利用調整を目的と した行政型 ADR として、昭和 47 年に創設された組織であり、 7名の委員により構成されます。本講演会では、この50年の間 に生じた「公害」の内容の変化や、行政型 ADR と裁判との連 携、社会全体での紛争解決の在り方といった視点についてお話

しいただいた上で、公害等調整委員会における ADR と裁判手 続との共通点・類似性や相違点、さらには、今後の AI 化を見 据えた紛争解決の在り方など、多岐にわたる考察をご紹介いた だき、多くの示唆を得ることができました。また、参加した学 生からは、幅広い質問が寄せられましたが、裁判官時代の思い 出もご紹介いただきつつ、これからの法曹に必要な資質につい てもご教示いただくことができました。

今年度は、初のハイブリッド方式での開催でしたが、教室及 びオンライン会場の双方において、多数の法科大学院生・法学 部生のほか、教員の方のご参加をいただき、本講演会は、盛況 のうちに幕を閉じました。

大変貴重なご講演を頂いた荒井先生と、このような講演会の 開催を支援してくださいました関係者の皆様に、この場をお借 りして、改めて厚く御礼申し上げます。

小田誉太郎(東京地方裁判所民事第40部判事)

2022年度法科大学院サマースクールを開催

2004年の法科大学院(法曹養成専攻)発足とともにスタート したサマースクール(科目名:グローバル・ビジネスロー・サ マープログラム)は、今年で18回目を迎えました。コロナ禍 の影響により 2020 年度は中止、昨年度はオンライン形式によ る開催を余儀なくされましたが、今年度は、学内開催ながら対 面形式に戻すことができました。オンライン参加となった北京 大学、ソウル国立大学からの学生も含め、内外学生34名、社 会人6名の計40名が参加して、8月11日から16日までの6 日間にわたって行われました。

テーマは、米国法入門、グローバル会社法、グローバル競争 法の3つを順番で取り上げていますが、今年度は米国法入門が テーマで、シカゴ大学、ペンシルバニア大学など6大学から第 一級の教授陣を招き、また本研究科出身の神戸大学法学研究科・ 板持研吾准教授(英米法)にも講師としてご参加頂いて、各ク ラス 20 名程度の少数編成による、英語でのインタラクティブ な授業が行われました。特に今回は、学内開催ゆえに不足が見 込まれた講師との交流の機会を少しでも確保すべく、新たな試 みとしてオフィスアワーを設けました。ほぼ毎日、半数を超え る学生が参加し、講師との間で、授業内容に関する質問のみな らず、米国ロースクール事情、社会情勢などまで幅広く熱心に 議論を展開しました。なお、最終日の単位認定試験は全員が無 事合格しました。

本プログラムは、海外派遣プログラムとともに国際性豊かな

法曹人材を養成していくためのコアプロジェクトであり、来年 度は、海外学生も参加した合宿形式による開催が再び可能とな ることを切望しています。司法試験勉強の合間を縫って参加し、 かけがえのない体験を持ち帰る学生が増えることを祈りつつ、 末永く継続していく所存ですので、変わらぬご理解、ご支援を お願いいたします。

平野温郎(教授・国際取引法)









滝澤紗矢子(たきざわさやこ) 教授・競争法

本年9月1日に着任いたしました。東 京大学法学部を卒業後、白石忠志先生の ご指導の下で、助手として、競争法の研究 を始めました。助手の任期を中断して、

ハーバード・ロー・スクール、ジョージタウン・ロー・センター で学ぶ貴重な機会もいただき、これが助手論文、拙著『競争機 会の確保をめぐる法構造』(有斐閣)へと繋がっています。そ の後、東北大学法学研究科に迎えていただき、豊かな同僚や環 境に恵まれた中で、16年半を過ごして参りました。このたび、 以前と異なる立場で母校に戻りましたことに、身の引き締まる 思いです。

新型コロナウイルス感染拡大により、デジタルエコノミーが 一段と急速に進展し、かつてなく競争法への関心が高まってい ます。最初に革新的なデジタル・プラットフォームを開発した 事業者による市場の独占ないし寡占が長続きするという顕著な 傾向が見られる中で、これを規制すべきか否か、規制するとす ればどのようにすべきなのか、競争以外の価値とどのように調 整を行えばよいのか、世界中で議論が高まっています。私も、 日本の競争法学者として何を発信できるか、試行錯誤しながら 研究を進めているところです。

実は、本稿執筆時点では、まだ数名の先生方にお会いしたの みで、講義や演習も始まっておらず、着任の実感が伴ってはい ません。久しぶりに歩く東京大学の構内で道に迷ったりもして おります。まずは自らの体制を整えてから微力を尽くして参る 所存です。どうぞよろしくお願いいたします。

研究科ニュース

寺谷広司教授が自由権規約委員会委員に 選出されました

本研究科の寺谷広司教授が、2022年6月18日、第39回自 由権規約締約国会合における選挙により、自由権規約委員会委 員に選出されました。

寺谷教授は、これまで本研究科で、国際法、国際人権法、国 際人道法の研究教育に従事し、国際法学会、国際法協会、国際 人権法学会の活動など、国内外で幅広く活躍しています。2017 年から2021年までは、強制失踪委員会委員をつとめました。

自由権規約委員会は、独立した18名の専門家から構成される 条約監督機関であり、国際人権法を形成・実現するために重要 な役割を担っています。寺谷教授の委員としての任期は、2023 年1月から2026年12月までの4年間です。寺谷教授のます ますのご活躍が期待されます。

公益財団法人末延財団に 東京大学稷門當授賞



東京大学の発展に貢献した個人・法人・団体を顕彰する 2022 年度東京大学稷門(しょくもん)賞に、本研究科より推薦した 公益財団法人末延財団が選ばれました。9月27日の伊藤国際学 術研究センター伊藤謝恩ホールにおける授賞式では、滝澤正・ 末延財団理事長に藤井輝夫総長より表彰状が贈呈され、滝澤理 事長からは、法学教育研究のための活動での財団の見識をお示 しになるご挨拶をいただきました。末延財団は、本法学部の英 米法担当教授であった末延三次先生(1899-1989)が、1933年 に英米法・比較法の教育研究の振興のために設立した奨学財団 です。財団設立以来、長年に渡り継続して本法学部・法学政治 学研究科の学生に給付奨学金を支給していただくとともに、各 種研究助成もいただいています。財団からのこれまでの本研究 科の教育研究へのご支援が顕著で、いつでも稷門賞に値するも のであったのですが、新型コロナ感染症蔓延に対応する学生支 援への助成と、寄付講座「トランスナショナルロー」の設置が 契機となって今回の授賞となりました。

浅香吉幹(教授·英米法)

■第23回進路選択講演会が開催されました

4月28日(木)17時から学習相談室主催「第23回進路選択 講演会」がオンラインで開催されました。コロナ禍が始まって 3年目、オンラインによる開催も3回目となりました。

学習相談室運営委員長の川出良枝教授のご挨拶のあと、日本 生命の久保諒太様、防衛省の藤高崇様、司法研修所(裁判官)の 髙部祐未様の順に、お一人35分ずつご講演をいただきました。 久保様は学生時代に自転車部で日本縦断をしたり、台湾旅行や エジプト旅行で見聞を広めた体験を基に、就活にあたり、どの ように選択肢を絞り込んでいったかを具体的に語られました。 藤高様は高校時代に総務省の先輩の話を聞いて官僚になろうと 思い東大に入学された後、ゼミをはじめ様々な勉強会で人間関 係を広めたことが財産となったと話され、予測が難しい将来の ことを気にしすぎるよりも今何をしたいのかを大事にしてほし いと語られました。高部様は裁判官としての経歴と仕事の概要 を説明された後、学生時代の勉強法や裁判官を選択した理由に ついて語られ、裁判官になってみての大変さとやりがい、家庭 との両立などについて話されました。最後に参加者へのエール

参加者は51名で、教養学部生が58%と法学部生の42%を上 回りました。アンケートでは「満足」と答えた人が83%で過去 最高となりました。自由回答でも、「視野がすごく広がった」、 「本当に面白い話を聞くことができて楽しかった」、「どの方も 信念を持ってお仕事をされていて、目標となるような方々だっ た」など、高評価のコメントが並びました。

第23回学習セミナーが開催されました

5月26日(木)17時から「第23回法学部生のための学習セ ミナー」がオンラインで開催されました。学習相談室運営委員 長の川出良枝教授のご挨拶の後、今野周氏 (憲法専攻、助教)、 平山貴仁氏 (法科大学院既修者コース2年)、菅宮恵美里氏 (行 政学専攻、総合法政専攻博士課程3年)の順にスピーチを行っ て頂きました。

今野氏は高校時代に憲法学者の講演を聞いて憲法に関心を 持ったのがきっかけで東大文1に入学し、法学部進学後はいく つかのゼミに出て、さらに興味がわいたためロースクールを経 て助教になられた経緯を語られました。勉強方法としては、教 科書を読んでわからなければ、再読する、別の本を読む、友達 と議論するなどがあるが、どうしてもわからなければ一旦保留 にして先に進むのも大事であると指摘されました。平山氏は初 めて実施された法曹コース特別選抜で筆記試験免除合格し、法 学部を1年で早期卒業して法科大学院に進学した経緯を語られ ました。事例問題は司法試験の過去問や各種演習書を使って勉 強したこと、学習の姿勢としては、完璧主義を避け、1回で理 解しようとするのではなく、何周も繰り返して理解することが 大事であると指摘されました。 菅宮氏は 18歳までフランスで 過ごした後、東大に入学し、学部時代にプリンストン大学と北 京大学に短期留学した経験を話されました。復習の際はテーマ ごとにメモを作成したり、重要概念を整理したりといった、ご 自身の経験を紹介されました。最後に、参加者へのアドバイス として、食事や睡眠など基本的な生活リズムを崩さないこと、 悩みがあるときは学内の相談機関を早めに利用することなどを 勧められました。

参加者は45名で、うち81%が法学部生で、教養学部生と法 科大学院生がそれぞれ 6% と 13% でした。 質問には slido を活 用した結果、活発な質疑応答が行われました。

稲田恭明 (法学部学習相談室・学習相談員)

追悼 ● 金子宏名誉教授のご逝去を悼む

2022 年 8 月 23 日、金子宏名誉 教授がご逝去されました。享年 91歳。

金子先生は東京大学法学部を 1953年に卒業され、法学部助手、 助教授を経て、1966年に教授とな られ、1991年に東京大学を退職さ れました。その後、横浜国立大学



金子先生は、租税法という学問分野の創設者です。現 代税制の中心である所得税・法人税の基礎を成す所得概 念の研究にすでに1960年代から取りかかり、これを理 論的に完成させて、世界的な業績をあげられました。そ して、課税要件(それを充足することによって租税債務 が発生する要件のこと)を研究の中心に据えることで、 租税法を独立の学問分野として確立されました。1972年 には租税法学会を創立され、初代理事長として研究者相 互の交流を促進されました。さらに、私法と租税法の関 係を究める卓越した研究を次々と展開され、これらを体 系化して立法・裁判・実務をリードされました。

金子先生は、研究・教育と並び、租税制度の改善のた めにも力を尽くされました。長期にわたり税制調査会の 審議に参加され、1988年の抜本税制改正の基礎となった 答申の作成においても中心的役割を果たされました。他 にも、利子所得課税の適正化、移転価格税制の導入、固 定資産税の改革、公益法人制度の改革、国際連帯税の提 案など、先生のご貢献の例は数え切れません。新興国か ら税務職員を日本の大学院に招くプログラムの創設を主 導されたことも、特筆すべき事実です。

金子先生は、2018年の文化勲章ご受章の後も、2021 年にご著書『租税法 (第24版)』を刊行されるなど、精 力的に研究活動を続けられていました。常に温厚で、後 進の者に指針を示してくださっていた先生を失ったこと は、きわめて悲しく、大変残念なことです。謹んでご冥 福をお祈り申し上げる次第です。

増井良啓(教授・租税法)

東京大学大学院法学政治学研究科・法学部

WSLFTT

[編集·発行] ····· 東京大学 大学院法学政治学研究科·法学部 卒業生委員会 〒 113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学法学部内

https://www.j.u-tokyo.ac.jp

ホームページにも学部のニュース などが掲載されていますので、ぜ ひご覧ください!



《卒業生委員会事務局への連絡先》 Tel 03-5841-2776 E-mail alumni@j.u-tokyo.ac.jp